

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	クリーニング師免許証の再発行
②	法令名	クリーニング業法施行令
③	法令番号	昭和28年8月31日政令第233号
④	根拠条項	第1条第3項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>第一条 都道府県知事は、クリーニング業法第六条の規定によりクリーニング師の免許を与えたときは、厚生労働省令で定める様式によるクリーニング師免許証を免許を受けた者に交付しなければならない。</p> <p>2 都道府県知事は、免許証の記載事項に変更を生じたクリーニング師から免許証の訂正の申請があつたときは、免許証を訂正して交付しなければならない。</p> <p>3 都道府県知事は、免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を交付しなければならない。</p>
⑦	審査基準	クリーニング業法施行規則第6条 免許証を亡失し、又はき損したクリーニング師から免許証の再交付の申請があつたときは、免許証を再交付する。
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から40日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	申請のあった日から40日以内
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4757)
⑬	備考	